

医療法等の改正に伴う

「神戸市病院の医師の宿直免除に関する審査基準・標準処理期間」の改廃について（概要）

医療法及び医療法施行規則の改正に伴い、病院の医師の宿直義務の例外規定の見直しが行われたことにより、従前の「神戸市病院の医師の宿直免除許可に関する審査基準・標準処理期間」を廃止し、新たに「神戸市病院の医師の宿直免除に関する審査基準・標準処理期間」を定めることになりました。

病院の医師の宿直義務の例外規定改正の経緯について

これまで、病院の医師の宿直義務の例外規定については、改正前の医療法第 16 条ただし書の規定に基づき、病院に勤務する医師が当該病院に隣接した場所に居住する場合のみ、都道府県知事（「指定都市の市長」に読み替え）による医師の宿直免除の許可が定められていました。

この度、医療法第 16 条ただし書の改正（以下「改正後の医療法第 16 条」という。）に伴い、病院の医師の宿直義務の例外規定について、病院に勤務する医師がその病院の隣接した場所に待機する場合は、申請を要せずに宿直免除が可能となり、一方これに該当しない場合であっても、新たに定められた規則第 9 条の 15 の 2 に基づき、病院に勤務する医師がその病院の入院患者の病状が急変した場合に、迅速な診療体制が確保されているとして都道府県知事（「指定都市の市長」に読み替え）に認められた場合は、宿直免除が可能になりました。

これに伴い、改正前の医療法第 16 条の規定に基づく「神戸市病院の医師の宿直免除許可に関する審査基準・標準処理期間」を廃止し、新たに規則第 9 条の 15 の 2 の規定に基づく「神戸市病院の医師の宿直免除に関する審査基準・標準処理期間」を定めることとします。

新たに定める「神戸市病院の医師の宿直免除に関する審査基準・標準処理期間」について

[審査基準]

審査基準については、「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）」（平成 30 年 3 月 22 日付医政発 0322 第 13 号厚生労働省医政局長通知）の内容を準用する予定です。なお、同通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言です。

[標準処理期間]

総期間 25 日

【参考】根拠法令等について

○改正前の医療法第 16 条

医業を行う病院の管理者は病院に医師を宿直させなければならない。ただし、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府

県知事（「指定都市の市長」に読み替え）の許可を受けたときは、この限りではない。

○改正後の医療法第 16 条

医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該病院の医師が当該病院の隣接した場所に待機する場合その他当該病院の入院患者に病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。

○医療法施行規則第 9 条の 15 の 2（新設）

法第 16 条の厚生労働省令で定める場合は、病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ当該病院の所在地の都道府県知事（「指定都市の市長」に読み替え）に認められた場合とする。